

令和6年度北区中小企業制度融資改正点

①「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」受付終了

新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は令和5年度末であっせん受付を終了します。

②「原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金」の継続

令和5年9月から開始いたしました「原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金」について、受付期間を延長し令和6年度末までといたしました。要件は以下のとおりです。引き続きご案内をお願いいたします。

(借換対象融資を繰上完済し東京信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた際、令和5年4月1日以降に融資あっせんの申込みをしたものについては、区が補給した割合に応じた信用保証料補給金相当額を返還していただきます。)

融資限度額	融資期間		資金用途
2,000万円※	10年以内（据置期間12か月以内を含む）		運転
利率	利子補給	保証料補給	信用保証の要否
1.9%以内	実行後1年間1.9%（本人負担0%） 2年目以降1.5%（本人負担0.4%以内）	半額	必要に応じて
あっせん条件			
<ul style="list-style-type: none"> 基本要件を満たし、北区原油価格・物価高騰対策緊急資金、北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金のいずれか又は両方を本融資により返済すること。 返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること。 原則として、あっせん先金融機関は返済条件とする資金の融資残高がある金融機関（融資残高が本店にある場合は当該本店、支店にある場合は当該支店）に限るものとする。 			

※原油・物価高騰対策緊急資金及び新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は共通枠

③原油価格・物価高騰対策緊急資金の継続及び比較月変更

原油価格・物価高騰対策緊急資金の受付期間を令和6年度末まで延長し、売り上げ比較月を「直近1か月の売上高又は売上総利益額が前々年同月と比較して減少していること」から「直近1か月の売上高又は売上総利益額が令和3年から令和5年までのいずれかの年における同月と比較して減少していること」に変更し、比較対象月の幅を広げました。

④小口零細企業資金名称変更

「小口零細企業資金」の名称を「小規模企業小口資金」へ変更いたします。
また令和5年9月から、小口資金を利用している方が新たに小口資金を申し込む場合、あっせん限度額内で既往債務と新規資金の一本化ができるようになりましたので、引き続きご利用ください。

⑤起業家支援資金東京都連携開始

起業家支援資金について、令和6年度から東京都融資制度との連携開始により、信用保証料補給率を1/2から2/3へ変更し、融資期間5年以下のものは区から、融資期間5年超のものは都から補給することといたしました。

⑥その他

- ・夏季年末資金の受付期間
夏季 令和6年6月3日から同年7月31日まで
年末 令和6年10月1日から同年11月29日まで

- ・北区中小企業融資あっせん申込書様式の変更

最新の様式をホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

- ・ビジネスアドバイザーの相談受付の実施

令和5年7月から受付開始いたしましたビジネスアドバイザーによる経営相談の受付を令和6年度も引き続き実施いたします。令和5年の途中からあっせん申込書にビジネスアドバイザーの相談受付の希望の有無をチェックしていただく欄を追加いたしましたので、あっせん書提出の際にご記入をお願いいたします。